

令和2年(行ウ)第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原 告

被 告 国(処分行政庁 外務大臣)

第1準備書面
(他国の旅券発給制限事由にかかる法制)

2020年12月4日

東京地方裁判所民事第2部Db係 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木雅子



同 岩井信



同 韓泰英



同 土田元哉



目次

1はじめに.....	3
2 G7構成国における旅券発給拒否事由	4
(1) 米国.....	4
(2) カナダ.....	10
(3) 英国.....	15
(4) フランス	16
(5) ドイツ	16
(6) イタリア	18
3まとめ	19

1 はじめに

被告は、「旅券を発給して渡航を認め、諸外国にも援助を要請することは、我が国と他国との信頼関係や国際的な法秩序の維持、我が国の国益などにも重大な影響を及ぼし得るものである。それゆえ、旅券制度について、我が国よりはるかに長い歴史を有する欧米諸国においては、長らくの間、一定の旅券発給制限事由に係る規定が設けられてきたところ、我が国の旅券法13条1項も、『一般旅券の発給（中略）をしないことができる』旨定め、、、国際的な法秩序の維持、我が国の刑事司法作用の保護、国益又は公安の維持等の観点から、旅券発給制限事由を列举した」と主張する（被告準備書面（1）19, 20頁）。

確かに、「我が国よりはるかに長い歴史を有する欧米諸国」主要国である先進国首脳会議（G7）参加国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、日本）の日本以外の各国法制を見ると、各国とも、一定の場合には旅券発給を拒否できるとしている。しかしながら、2で見るとおり、いずれの法制においても、旅券法13条1項1号のような、ある国において入国を認められないと考えられる場合に旅券発給を拒否することを認めるなどという法制は、少なくとも現時点では見当たらない。

したがって、「我が国よりはるかに長い歴史を有する欧米諸国が定めている旅券発給制限事由」は、旅券法13条1項1号のような旅券拒否事由は不要であることを示している。

以下、日本以外のG7参加国の旅券拒否事由について検討する。

2 G 7構成国における旅券発給拒否事由

(1) 米国

① 根拠法令

米国における、旅券発給拒否事由に関する根拠法令は、連邦規則集 22 巻であり、§ 51.60 から § 51.62 に発給拒否事由が規定されている（甲 6）。

② 発給拒否事由

ア 米国の連邦規則集 22 巻 § 51.60

米国の連邦規則集 22 巻 § 51.60 は、旅券の拒否及び制限について、以下の通り規定する。

§ 51.60 旅券の拒否及び制限

(a) 国務省は、国務省が次のように判断した場合、または権限のある当局から通知を受けた場合には、米国への直接帰国用のパスポートを除いて、パスポートを発行してはならない。

(1) 申請者が、申請者及び該当する場合には申請者の配偶者、未成年の子供、及び／又は他の直系家族を外国から送還するために米国から受けた貸付金について、合衆国法典第 22 編 2671 条(b) (2) (B)に基づいて、債務不履行に陥っている場合（合衆国法典第 22 編 2671 条(d)参照）

(2) 申請者が、合衆国法典 42 編 652 条(k)に基づいて、州機関から通知された保健福祉長官から、法令で定められた金額の養育費を滞納していることを証明されている場合

(3) 削除

(4) 申請者が、パスポートの種類を問わず、当該パスポートに合衆国法典第 22 編第 212b 条で要求されているように国務省が規定する顕著な識別子が含まれていない限り、合衆国法典第 22 編第 212b 条(c) (1) に定義された対象性犯罪者である場合

(b) 国務省が、以下の判断をした場合、または権限のある当局から通知を受けた場合には、パスポートの発行を拒否することができる。

- (1) 申請者が、連邦逃亡者法（合衆国法典第 18 編 1073 条）に基づいて発行された令状を含む、重罪に対する未解決の連邦令状の対象者である場合
- (2) 申請者が刑事裁判所の命令、執行猶予、仮釈放の対象となっており、これらのいずれかが米国からの出国を禁止しており、これに違反した場合、連邦逃亡者法に基づいて発行された令状を含む連邦逮捕状が発行される可能性がある場合
- (3) 申請者が、米国の裁判所から精神病院に収容する命令を受けている場合
- (4) 申請者が、米国の管轄裁判所から法的に無能力であると宣告された場合
- (5) 申請者が、外国政府に提示された犯罪者引渡し要請又は仮犯罪者引渡し要請の対象となった者である場合
- (6) 申請者が、重罪のための連邦起訴または大陪審の調査に関わる問題で、合衆国法典第 28 編第 1783 条に基づき米国から受領した召喚状の対象となっている場合
- (7) 申請者が未成年であり、パスポートが連邦規則集 22 卷 § 51.28 に基づいて拒否されうる場合
- (8) 申請者が、合衆国法典第 10 編の第 47 章に基づき、合衆国軍隊の適切な将校によって発令された拘束命令または逮捕命令の対象となっている場合
- (9) 申請者が、州または地方の重罪に対する未解決の逮捕状の対象となっている場合
- (10) 申請者が、外国から米国に提出された、犯罪者引渡し又は仮逮捕の要請の対象となっている場合

(c) 国務省は、次の場合に、パスポートの発行を拒否することができる。

- (1) 申請者が、緊急医療、栄養補助食品、その他の緊急援助（該当する場合

には、外国における子供、配偶者、及び／又はその他の直系家族への援助を含む）のために、合衆国法典第 22 編 2670 条(j)に基づき、米国から受けた貸付金を返済していない場合

- (2) 申請者が、申請者及び該当する場合には申請者の子供、配偶者及び／又は他の直系家族の外国から米国への送還又は避難のために、合衆国法典第 22 編 2671 条(b) (2) (B) 又は合衆国法典第 22 編 2671 条(b) (2) (A)に基づき、米国から受けたローンを返済していない場合
- (3) 申請者が以前に本項または連邦規則集 22 卷 § 51.61 に基づき、パスポートを拒否されたことがある場合、または省が申請者のパスポートを取り消した場合、または連邦規則集 22 卷 § 51.62 に基づき米国への直接帰国のための限定パスポートを発行した場合であって、申請者が、パスポートの発行を正当化するような拒否、取り消し、または限定パスポートの発行以降の状況の変化があることを示していない場合
- (4) 長官が、申請者の海外での活動が、米国の国家安全保障または外交政策に重大な損害をもたらしているか、またはもたらす可能性があると判断した場合
- (d) 申請者が重罪の逮捕状の対象となっていることを、適切な外国政府当局または国際機関から通知された場合には、国務省はパスポートの発行を拒否することができる。
- (e) 申請者が、裁判所の命令または命令に違反して誘拐され、不当に連れ去られ、または留置された未成年者であり、親権に関する事項を管轄権のある裁判所が決定するために、本国または居住地に戻ることが必要であると、国務省が判断した場合、または管轄権のある当局から通知を受けた場合、国務省は、米国への直接帰国用のパスポートを除き、パスポートの発行を拒否することができる。
- (f) 国務省は、パスポート申請書に社会保障番号を記入しなかつた申請者、も

しくは意図的に、故意に、誤って、または無謀に、不正確または無効な社会保障番号を記入した申請者に対して、パスポートの発行を拒否することができる。

- (g) 国務省は、合衆国法典第 22 編 212b 条(c) (1) に定義されている対象となる性犯罪者である申請者には、パスポートカードを発行してはならない。
- (h) 国務省は、米国への直接帰国用の有効期限付きパスポートを除き、または緊急事態または人道的理由が存在すると同省が判断した、以下の場合には、パスポートを発行しないことができる。
 - (1) 国務省が、合衆国法典第 22 編 212a 条に定義される対象期間中に、国務長官から以下の通知をうけた場合
 - (i) 申請者が合衆国法典第 18 編 2423 条の違反で有罪判決を受けたこと
 - (ii) 当該個人が、原罪を犯す際にパスポート若しくはパスポートカードを使用し、又はその他の方法で国際的な国境を越えたこと
 - (2) 申請者が、合衆国法典第 26 編 7345 条に記載されているように、深刻な延滞税債務を有すると財務長官によって認定されていること
 - (i) 適切な状況下で、個人のパスポート申請が拒否された場合、またはこの部分と一致してパスポートが取り消された場合、財務省は、米国への直接帰国にのみ有効な限定的な有効性のあるパスポートを発行することができる。

イ 米国の連邦規則集 22 卷 § 51.61

米国の連邦規則集 22 卷 § 51.61 は、特定の有罪判決を受けた麻薬密売人へのパスポートの拒否に関して、以下の通り規定する。

§ 51.61 – 特定の有罪判決を受けた麻薬密売人へのパスポートの拒否

- (a) 申請者が連邦または州の薬物犯罪の重罪判決の結果、投獄または監督下の釈放の対象となると国務省が判断した、または権限のある当局から通知を受け、個人が犯罪を犯す（その犯罪は以下の重罪判決を含む）際に米国のパス

ポートを使用するか、またはその他の方法で国際的な国境を越えた場合、パスポートは発行されない。

- (1) 規制物質法（合衆国法典第 21 編 801 条等）または規制物質輸出入法（合衆国法典第 21 編 951 条等）
 - (2) 規制物質法（合衆国法典第 21 編 801 条等）の第 802 条に定義されている規制物質に関わる連邦法
 - (3) 銀行秘密保護法（合衆国法典第 31 編 5311 条等）またはマネーロンダリング法（合衆国法典第 18 編 1956 条等）の違反が規制物質の不正生産または取引に関連しているとの判断を裏付ける情報を国務省が受領している場合
 - (4) 規制物質の製造、配布、または所持に関わる州法
- (b) 申請者が、連邦または州の薬物犯罪の軽犯罪の有罪判決（以下による軽犯罪の有罪判決を含む）の結果、申請者が投獄または監督下の釈放の対象となると国務省が判断した場合、または権限のある当局から通知を受けた場合、パスポートは拒否されうる。
- (1) 51.61 条(a)に記載されている連邦法
 - (2) 規制物質の製造、流通、または所持に関わる州法
- (c) (a)項にかかわらず、国務省が確認した場合、または緊急事態または人道的理由が存在すると国務省が認める場合には、国務省はパスポートを発行することができる。

ウ 米国の連邦規則集 22 卷 § 51.62

米国の連邦規則集 22 卷 § 51.62 は、パスポートの取消し又は制限及び出生証明書の取消しに関して、以下の通り規定する。

§ 51.62 パスポートの取消し又は制限及び出生証明書の取消し

- (a) 国務省は、以下の場合には、パスポートを取り消すか、または制限することができる。

- (1) パスポートの所持人が、連邦規則集 § 51.60 もしくは § 51.61 または本条に含まれる他の該当する規定に基づいてパスポートを拒否された場合
 - (2) パスポートが違法、不正、または誤って国務省から取得された場合、または国務省に対して行われた違法または不正行為によって作成された場合
 - (3) パスポートが不正に改造、または使用された場合
- (b) パスポートの所持者が米国国民ではないと国務省が判断した場合、または所持者の市民権証明書または帰化証明書が取り消されたと国務省が通知した場合、国務省はパスポートを取り消すことができる。
- (c) 以下の場合、国務省は出生証明書を取り消すことができる。
- (1) 出生証明書が違法に、詐欺的に、または誤って国務省から入手された場合、または国務省に対して行われた違法または詐欺によって作成された場合
 - (2) 出生証明書が不正に変更または誤用された場合
 - (3) 国務省が出生証明書の所持者が米国国民ではないと判断した場合、または所持者の市民権証明書が取り消されたとの通知を受けた場合。
- (d) 国務省は、合衆国法典第 22 編第 212a 条で定義されている対象期間中に、米国司法長官から以下のような場合の通知を受けた場合には、米国パスポートを取り消さなければならない。
- (1) 申請者が合衆国法典第 18 編 2423 条違反で、有罪判決を受けた場合
 - (2) 当該個人が、犯罪を犯す際にパスポートを使用し、またはその他の方法で国境を越えた場合
 - (3) 本項の(d)(1)号及び(2)号にかかわらず、国務省は、米国への直接帰国のための有効期限の限定されたパスポートを発行することができる。

(2) カナダ

① 根拠法令

カナダにおける、旅券発給拒否事由に関する根拠法令は、カナダ旅券令であり、第 9 項から第 11 項に発給拒否事由が規定されている（甲 7）。

② 発給拒否事由

カナダ旅券令第 9 項～第 11 項は、以下の通り規定されている。

9 (1) 大臣は、第 4 (3) 項及び(4) 項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、以下に該当する申請者への旅券の発給を拒否することができる。

(a) 正式に記入されたパスポート申請書を大臣に提供しなかった場合、または(i) パスポートの申請において、もしくは(ii) 第 8 項の規定により要求された情報や資料を提供しなかった場合

(b) 起訴可能な犯罪の実行により、カナダで起訴された場合

(c) もしカナダで犯した場合、起訴対象となる犯罪の実行で、カナダ国外で起訴された場合

(d) 次の事由で、カナダでの投獄期間の対象となっているか、またはカナダまたはカナダの裁判所の管轄区域から出国することが禁止されている場合

(i) 矯正および条件付き解放法、刑務所および改革法、または同様の解放規定を含むカナダで制定された法律に基づいて付与された、一時的な欠席、就労解放、仮釈放、法定解放、その他の同様の体制での欠席または解放、刑務所、刑務所、その他の監禁場所からの解放

(ii) 刑法または同様の解放規定を含むカナダで制定された法律に基づいて付与された、代替措置、司法的仮釈放、拘留からの解放、条件付き判決命令または保護観察命令、または

(iii) カナダで制定された法律に基づいて付与された、懲役場または刑務

所からの付き添いなしの欠席

- (d. 1) カナダ国外で懲役刑の期間中か、または(d) (i) から(iii)号に規定されているものと同等の拘留の解除の規定に関して課せられた条件によつて、外国または外国裁判所の管轄区域を離れることが禁じられている場合。
- (e) 刑法第 57 条の犯罪で有罪判決を受けている、またはカナダで犯された場合、刑法第 57 条の犯罪を構成する犯罪で、外国で有罪判決を受けている場合。 (※翻訳者注：刑法第 57 条は、パスポート偽造の罪等)
- (f) カナダへの送還に関連する費用のため、またはカナダ政府によって彼の要求に応じて海外で提供される他の領事の財政援助のために、国王に債務を負っている場合、または
- (g) 有効期限が切れておらず、失効していないパスポートを発行されている場合
- (2) 大臣は、第 4(3) 項及び(4) 項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、刑法第 7(4.1) 条で言及されている行為又は不作為の実行を防止するために拒否が必要であると信じるに足る合理的な理由がある場合には、旅券の発行を拒否することができる。 (※翻訳者注：刑法第 7(4.1) 条は、児童に対する性犯罪に関する犯罪)
- (3) 大臣は、第 4(3) 項及び(4) 項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、拒否が子どもの最善の利益になると信じる合理的な理由がある場合には、16 歳未満の子へのパスポートの発行を拒否することができる。
- (4) 大臣は、第 4(3) 項及び(4) 項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、その者がパスポートの所持者以外の者によるパスポートの使用を容易にしたと信じるに足る合理的な理由がある場合には、その者へのパスポートの発行を拒否することができる。

10 (1) 大臣は、第 4(3) 項及び(4) 項の一般性を制限することなく、また、より確

実性を高めるために、パスポートの発行を拒否することができるのと同じ理由で、パスポートを取り消すことができる。

- (2) また、大臣は、次の場合には、その者の旅券を取り消すことができる。
- (a) カナダ国外にいる者が、カナダで犯した場合に起訴対象となる犯罪の実行で外国の国または州で起訴された場合
 - (b) 大臣が、カナダで起訴可能な犯罪、またはカナダで犯した場合に起訴可能な犯罪を構成する外国の国または州での犯罪を犯すためにパスポートを使用すると信じるに足る合理的な理由がある場合
 - (c) 大臣が、その者が、他人にパスポートの使用を認めると信じるに足る合理的な理由がある場合
 - (d) 虚偽または誤解を招くような情報によってパスポートを取得した場合
 - (e) カナダ市民でなくなった場合

10.1 第4(3)項および(4)項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、公安・緊急事態準備大臣は、刑法第2項に定義されているように、テロ行為の実行を防止するために、またはカナダまたは外国の国家安全保障のために、その決定が必要であると信じる合理的な理由がある場合には、パスポートが発行されないこと、または取り消されることを決定することができる。

10.2 (1) 大臣は、第9(1)項(g)以外の理由で、パスポートの発行を拒否し、または取り消された場合、同じ理由で、最長10年間、パスポート業務の提供を拒否することができる。

(2) 公安・緊急事態対策大臣は、第10.1項に定めるいずれかの理由で、パスポートが発行されない、または取り消されると決定した場合、同じ理由で、最長10年間パスポート・サービスが提供されないと決定することができる。

10.3 (1) 大臣は、第10項に基づき、第11.1項(1)または第11.2項(b)または(c)に基づいて取り消された旅券を取り消すことができる。

(2) 公安防災大臣は、第10.1項に基づき、第11.1項(2)に基づいて取り消さ

れた旅券を取り消すことを決定することができる。

- 10.4 (1) 発行されたパスポートの有効期限が切れていたが、有効期限が切れていなければ、第9項(1)(g)に規定するものを除き、第10項で言及された理由のいずれかにより取り消される可能性があるとき、公安防災担当大臣は、パスポートの失効につながる可能性があった事実が有効期限前に発生した場合には、最長10年間、同じ理由により、パスポートのサービスの提供を拒否することができる。
- (2) 公安防災大臣は、発行された旅券の有効期限が切れているが、有効期限が切れていなければ、第10.1項で言及されたいずれかの理由に基づいて取り消されていた可能性があるとき、パスポートの有効期限が切れていなければ取り消されていた可能性がある事実が有効期限前に発生した場合には、最長10年間、旅券サービスを提供しないと決定することができる。

10.5 パスポートを取り消す前に、大臣又は場合によっては、公安防災大臣は、パスポートが発行された人に、パスポートを取り消す決定を、書面で通知するための合理的な措置を取らなければならない。

11.1 (1) 第4(3)項および(4)項の一般性を制限することなく、またより確実性を高めるために、大臣は、以下の合理的な理由がある場合には、旅券を取消すことができる。

- (a) 刑法第7条(4.1)項で言及されている行為または不作為の実行を防止するため必要であると疑う合理的な理由があること
- (b) 取消の日に16歳未満である16歳未満の児童に発行されたパスポートの場合には、それが児童の最善の利益になると信じる合理的な理由があること

(2) 第4(3)項及び(4)項の一般性を制限することなく、より確実性を高めるために、公安防災大臣は、彼または彼女の決定が、刑法の第2条で定義されているように、テロ行為の実行を防止するために必要であると疑う合理的な理

由がある場合、またはカナダまたは外国または国家の国家安全保障のために、
パスポートが取り消されることを決定することができる。

(3) もし、通知が、以下のいずれかにあたる場合、大臣又は公安防災大臣は、
通知なしで、第一項及び第二項に規定する権限を行使することができる。

- (a) 進行中の調査に悪影響を及ぼす場合
- (b) 子供の最善の利益に悪影響を及ぼす場合
- (c) 取消の目的に反する場合
- (d) 公共の安全又は国家の安全に悪影響を及ぼす場合

11.2 第4(3)項および(4)項の一般性を制限することなく、また、より確実性を高めるために、大臣は、パスポートが発行された人が以下の場合には、パスポートを取り消すことができる。

- (a) 死亡している場合
- (b) もはや当該パスポートを所有していない場合
- (c) 第11条に基づき、返却するように助言されたが、返却していない場合

11.3 (1) 第11.1条に基づきパスポートが取り消された場合、次の者は、取り消されたことを知った日から30日以内に、取消されたことを再検討してもらうために、書面で、大臣または公安防災大臣に申請することができる。

- (a) 16歳未満の子供に発行されたパスポートの場合、再考の申請がなされた時に子供が16歳未満である場合、第7項(1)(a)から(c)までのいずれかの項に記載されている者
- (b) パスポートが発行された者

(2) 大臣又は公安防災大臣は、その者に対し、合理的な陳述の機会を与えなければならない。

(3) 大臣又は公安防災大臣は、その申出を受理したときは、旅券を取り消すに足りる相当の理由があるかどうかを判断しなければならない。

(4) 大臣又は公安防災大臣は、場合により、申請に関する決定を遅滞なく本人に

通知しなければならない。

11.31 パスポートの取消を再検討した後、大臣または場合によっては公安・緊急事態準備大臣が、取消が不当であると決定した場合、取消されたパスポートと同じ有効期限を持つ新しいパスポートが発行されることがある。

(3) 英国

① 根拠法令

英国のパスポートの申請に関する王室特権（甲8。イギリス政府のサイト <https://www.gov.uk/government/publications/royal-prerogative> にあるPDF。）によると、英国で発行されている英国パスポートの付与、拒否を規定する法令はないものの、以下のような一定の原則が適用される。

② 発給拒否事由

英国のパスポートは、英国内では内務大臣の裁量で、海外では外務・英連邦担当国務長官の裁量で発行される。これらのパスポートは、法律を必要としない行政の権限である王室特権を行使して発行される。

しかし、以下の場合には、パスポートが拒否される場合がある。

(1) 裁判所の命令に反していることが判明している未成年者で、1989年児童法、

1995年児童法（スコットランド）、1995年児童法（スコットランド）、1995年児童法（北アイルランド）令状の規定に基づき、親または親権者、または親権者、または親権者の希望に反して旅をする場合。

(2) 英国で発行された令状に基づいて逮捕される場合、または重大犯罪の疑いで英國警察に指名手配されている場合。

(3) 個人の過去または予定された活動が明らかに望ましくないため、パスポートの付与または継続的な利用が公共の利益に反する場合（これらのケースは非常に稀であり、このカテゴリーに関する決定は内務大臣が直接に行う）。

(4) 公費で海外から本国に送還された英國国民の場合、債務を返済するまでの

間。

(4) フランス

① 根拠法令等

1991年11月12日の内務省 (Conseil d'Etat : CE) 第350 924号によると、行政当局による発給拒否事由について、以下のように規定されている（甲9）。

② 発給拒否事由

1792年12月7日の国民会議によって公布された法令は、行政当局がパスポートを拒否することを認めたもので、法の効力を有する。1789年の人間及び市民の権利宣言、人権及び基本的自由の保護に関する条約第4議定書第2条(2)、市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条(2)に照らして解釈されなければならない。これらによれば、出入りの自由は国内に限らず、国外に出る権利も含まれている。行政当局は、申請者の海外旅行が国家安全保障又は公共の安全を危うくする可能性がある場合に限り、パスポートを拒否することができる。

(5) ドイツ

① 根拠法令

ドイツにおける、旅券発給拒否事由に関する根拠法令は、ドイツ旅券法であり、第7節に発給拒否事由が規定されている（甲10）。

② 発給拒否事由

ドイツ旅券法第7節は、旅券の発給拒否に関して、以下の通り規定する。

- (1) 当局は、旅券申請者が、以下に規定する旅券申請者であると信じるに足る合理的な理由がある場合には、旅券の発給を拒否しなければならない。
 1. ドイツ連邦共和国の内外の安全保障またはその他の重要な利益を脅かす者
 2. この法律の適用地域で係属中の起訴もしくは判決、または改革と予防のための拘留措置の賦課もしくは執行を逃れようとする者

3. 麻薬の輸入、輸出、輸送又は取引に関する麻薬法の規定に違反しようとする者
 4. 納税義務を逃れようとする者、関税法若しくは独占法若しくは外国貿易支払法の規定に違反しようとする者、又は輸入、輸出若しくは通過の禁止若しくは制限に重大な違反をしようとする者
 5. 法的支援義務を逃れようとする者
 6. 許可なく連邦軍以外の国で兵役に就こうとする者
 7. 登録が開始された年齢層の一員として強制徴兵され、強制徴兵法第3条(2)項に基づく地域選抜・入隊事務所からの必要な許可を得ることなく、3ヶ月以上ドイツ連邦共和国を出国しようとする者
 8. 強制兵役の対象となり、第48条(1)項第5号(b)又は第48条(1)項第5号(b)の規定に基づく地方選抜・入隊事務所の必要な許可を得ることなく、ドイツ連邦共和国を出国しようとする者。5 (b)または強制兵役法第48条(2)項の規定により、地方選抜・入隊事務所の必要な許可を得ずに連邦共和国を出国しようとする者
 9. 良心的兵役拒否者として正式に認められた者で、文民代替兵役法第23条(4)項に基づく文民局からの必要な許可を得ずに、3ヶ月以上ドイツ連邦共和国を出国しようとする者
- (2) パスポートの発行拒否は、不合理な場合、特に、パスポートの地域又は有効期間を制限することで十分な場合には、回避されなければならない。そのような制限は、旅券に記載しなければならない。当該制限の条件がなくなった場合には、請求に応じて新たな旅券を発行しなければならない。
- (3) 第(1)項及び第(2)項の規定は、専ら旅券の代用として使用することを目的とするその他の公的身分証明書にも適用する。
- (4) 当局は、この法律の適用地域に立ち入るための旅券又は旅券に代わるもののが発行を拒むことができない。

(6) イタリア

① 根拠法令

イタリアにおける、旅券発給拒否事由に関する根拠法令は、旅券に関する規則（1967年11月21日法律第1185号）であり、第3項に発給拒否事由が規定されている（甲11）。

② 発給拒否事由

同規則第3項は、以下の通り規定されている。

3. 以下の者は、パスポートを取得することができない。
 - a) 法律により親権又は後見の対象となっている者であつて、親権を行使する者の同意がなく、また、別の者の親権の場合にはその者の同意がない者、又は後見人裁判官の許可がない者
 - b) 未成年者の子を持つ親が後見裁判所の認可を受けていない場合、子供を持つ親が保護裁判所の許可を得ていない場合、申請者が法的に別居しておらず、共和国の領土内に滞在しているもう一方の親の同意を得ている場合は、許可是必要ない。
 - c) [1989年7月28日法律第271号第215条により廃止]。
 - d) 個人の自由を制限する刑罰の償いをしなければならない者、または、罰金を納めなければならない者。ただし、後者の場合は、刑の執行を管理しなければならない当局の許可がある場合を除き、罰金や罰金が個人の自由を制限する刑罰に変更されていないか、またはその変更が1ヶ月以上の懲役または2ヶ月以上の懲役にならないことを条件とする。
 - e) 1956年12月27日法律第1423号の第3条及び第3条以降に規定する身柄確保措置又は予防措置の対象となる者
 - f) [1997年5月15日法律第127号第2条第11項により廃止]
 - g) 20歳になった年の1月1日以降に外国に居住し、パスポートを申請する者

で、兵役の義務との関係で正規の地位に就いていない者

3 まとめ

以上のとおり、G7 各国においては、旅券法 13 条 1 項 1 号に類似するような旅券発給拒否事由は見当たらない。

被告は、本号の立法趣旨として、「国際的な信義を重んじる趣旨であり、その内容は、国際社会における他国との信頼維持のほか、国際的な法秩序の維持や国際社会における犯罪の防止、国益の維持」を挙げる（被告準備書面 25 頁）。しかしながら、G7 各国の法制からすれば、旅券法 13 条 1 項 1 号のような旅券拒否事由は不要であることを示している。

むしろ、原告第 2 準備書面において述べるとおり、かかる理由による旅券発給拒否は、市民的及び政治的権利に関する国際規約 12 条に反するものである。それにもかかわらず、同条約批准後もそのような旅券発給拒否事由を維持し続け、現実に適用することは、日本は自らが締約国となっている国際条約に違反してばかりないことを自白していることになり、それこそが日本に対する国際的な信用、信義を損ねるものである。

以上